

平成 29 年 9 月 1 日

酒販協同組合 御中

石川県酒販協同組合連合会
(公印略)

有効期限到来券の精算期間等について

平素よりご協力をいただき御礼申し上げます。

平成 30 年 3 月 31 日に使用期限を迎える有効期限到来券については、下記 1 の精算期間が設定されているため、確実に全組合員へ周知するよう配意願います。

また、有効期限が到来した使用済券の県連への送付期限は、下記 2 のとおりとなります。

なお、酒販店掲示用ポスター等は準備が出来次第配布します。

記

- 1 有効期限到来券（A-19・K-5・G-9・H-7）の精算期間
前回同様 4 ヶ月の精算期間が設定されています。
各組合では、7 月末までの適切な精算期間を定め、早期に全組合員へ周知してください。
- 2 有効期限が到来した使用済券の県連への送付期限
平成 30 年 8 月 1 日（水）午前必着とします。